Ⅰ 基本計画2015の概要

1 策定の経緯

平成13年5月に策定した「男女共同参画プランなごや21」(平成13(2001)年度から平成22(2010)年度)の計画期間が満了することから、平成21年6月に男女平等参画審議会に諮問し、平成22年11月に同審議会からの市長への答申を踏まえて「名古屋市男女平等参画基本計画2015」(以下、「基本計画2015」という。)を策定しました。

2 基本的な考え方

(1)目的及び基本理念

男女が、互いにその人権を尊重しつつ責任も分かち合い、性別にかかわりなく、その個性と能力を発揮することができる男女共同参画社会の実現をめざし、男女平等参画推進なごや条例(平成14年施行)に掲げる6つの基本理念にのっとり、男女平等参画に関する推進施策を総合的かつ計画的に実施するために策定するものです。

男女平等参画推進なごや条例に定める6つの基本理念(同条例第2条から抜粋)

- ① 女性と男性の人権を尊重すること
- ② 企業や自治会等すべての団体の方針の立案、決定に女性と男性が平等に参画すること
- ③ 「男だから」「女だから」といった固定的な性別役割分担意識や制度・慣習等で、社会活動の多様な選択が妨げられないこと
- ④ 女性と男性が、相互の協力と社会の支援のもとに、家庭生活での活動と職場や学校、地域等での活動が両立できること
- ⑤ 女性と男性が、お互いの性を理解し、妊娠・出産等に関して当事者の意見が尊重されること、生涯にわたって健康に生活できること
- ⑥ 国際的な取組を理解し、協調を図ること

(2)計画期間

平成23 (2011) 年度から平成27 (2015) 年度

(3)位置づけ

- ➤ 男女共同参画社会基本法に定める市町村男女共同参画計画
- ➤ 男女平等参画推進なごや条例に定める男女平等参画の推進に関する基本計画

3 基本計画の目標

これまでの課題を踏まえ、基本計画 2015 では、条例の基本理念にのっとり、ジェンダーが関与する女性ゆえの生きづらさとともに男性ゆえの生きづらさにも着目し、「男女の人権の尊重」を、男女平等参画のための最優先課題として、最初に掲げています。さらに、男女平等参画が、すべての人々にとっての問題であるという意識をもってもらうための「男女平等・男女の自立のための意識変革」が重要であると考えています。

これら二つの目標を基盤とし、女性たちが力をつけ、社会全体の意識が変わることにより「方針決定過程への女性の参画」や「雇用等における男女平等」を進めていく必要があります。さらに、男女平等参画があらゆる世代の問題であることから、人生を通しての「家庭・地域における男女の自立と平等参画」も不可欠と考えます。

以上のことから、基本計画 2015 では、市民の誰もが性別にかかわりなく安心して豊か に暮らせる社会をめざして、次の 5 つの目標を掲げて、施策を推進していきます。

【5つの目標】

- 目標1 男女の人権の尊重
- 目標2 男女平等・男女の自立のための意識変革
- 目標3 方針決定過程への女性の参画
- 目標4 雇用等における男女平等
- 目標5 家庭・地域における男女の自立と平等参画

4 基本計画の体系図

目標1 男女の人権の尊重

- ① 配偶者からの暴力やセクシュアル・ハラスメント等の予防啓発・被害者支援
- ② 生涯にわたる性と生殖に関わる健康と自己決定権の尊重

方 ③ メディアにおける男女の人権の尊重

- 針 ④ 様々な困難(貧困・ひとり親・障害・同和問題・外国籍等)を抱える男女への支援
 - ⑤ 多様な生き方(ひとり親、事実婚、単身世帯、セクシュアル・マイノリティ等)へ の理解促進

目標2 男女平等・男女の自立のための意識変革

⑥ 固定的性別役割分担意識の解消に向けた啓発・相談

方

- | ⑦ 男女平等参画推進のための調査研究及び情報収集
- 針 | ⑧ 学校における男女平等教育の推進
 - ⑨ 地域・家庭における男女平等教育の推進

目標3 方針決定過程への女性の参画

方 針 ⑩ 市政における女性の方針決定過程への参画促進

Ⅲ 地域社会における女性の方針決定過程への参画促進

② 企業・教育機関・団体等における女性の方針決定過程への参画促進

目標4 雇用等における男女平等

③ 雇用等における男女平等の推進・啓発

方 針

⑪ 女性の職業能力開発と就業支援

⑤ 男女労働者が働き続けるための子育て・介護支援

目標5 家庭・地域における男女の自立と平等参画

(16) 男性の家事・育児・介護等への参画促進

方 針

(17) 地域活動における男女平等参画の促進

⑧ 高齢期における男女の生活の自立

5

安心して暮らせる活気あるまち なごやの実現



男女が、互いにその人権を尊重しつつ責任も分かちあい、 性別にかかわりなく、その個性と能力を十分に発揮することができる社会 ~男女共同参画社会基本法~

E I

第3次男女共同参画基本計画

(平成 23(2011)~27(2015) 年度)



男女平等参画推進なごや条例

(平成 14(2002)年 4 月施行)

女性と男性の平等とあらゆる分野への参画の推進

名古屋市男女平等参画基本計画 2015

(平成 23(2011)~27(2015) 年度)

市民の誰もが性別に関わらず

安心して豊かに暮らせる社会

<5つの目標>

- 目標1 男女の人権の尊重
- 目標2 男女平等・男女の自立のための意識変革
- 目標3 方針決定過程への女性の参画
- 目標4 雇用等における男女平等
- 目標5 家庭・地域における男女の自立と平等参画

- 名古屋市総合計画 2018
- 名古屋市配偶者からの暴力防止及び被害者支援基本計画 (第2次)
- ・なごや子ども・子育てわくわ くプラン 2015
- ・新なごや人権施策推進プラン
- 第3期名古屋市ひとり親家庭 等自立支援計画
- はつらつ長寿プランなごや 2015
- 名古屋市障害者基本計画 (第3次)

地域

事業者

協働による推進

整合性を

図り推進

学校

拠点施設 男女平等参画推進センター (イーブルなごや)

方内推進組織 男女平等参画推進協議会

(会長:総務局所管副市長)

名古屋市

家庭

男女平等参画審議会

諮問

答申•提言

6 計画の推進のために

(1) 成果指標の設定

5 つの目標ごとに、取組の結果、「"何"が"どのように"なっているか」という「成果指標(アウトカム指標)」を設定し、この基本計画の達成状況を把握します。

また、必要に応じて「"何"を"どれくらい"やるか」という「活動指標(アウトプット指標)」を設定し、毎年度の進捗状況を把握します。

(2) 男女平等参画推進センターの活用

男女平等参画推進センター「イーブルなごや」は、条例第 21 条に定める拠点施設として、基本計画に基づき、情報提供・交流事業、講座・研修事業、市民活動支援事業、相談事業等を総合的に実施します。

とりわけ、相談事業を中心として市民ニーズを把握し、男女平等参画推進における課題解決に向けて、一人ひとりのニーズに応じた切れ目のない支援を実施していきます。

また、センターの運営にあたっては、民間事業者や市民団体等との協働や連携により、 事業内容の充実を図り、積極的にPRし、幅広い市民の利用を促進します。

(3) 年次報告の公表と進捗状況の評価

条例第9条に基づき、毎年度、男女平等参画の推進状況、推進施策の実施状況等を明らかにした報告書を作成し、公表します。

併せて、公表後、市民及び事業者の意見を反映させた評価を行い、その結果を推進施 策に反映するよう努めます。

(4) 名古屋市男女平等参画審議会による調査審議

条例第22条に基づく市長の附属機関として、市長の諮問に応じて、基本計画及び平等 参画の推進に関する重要事項について調査審議します。

また、推進施策の実施状況、成果指標の達成状況等について、計画の進捗状況を評価し、必要に応じて、市長に対して意見を述べます。

(5) 名古屋市男女平等参画推進協議会による推進

男女平等参画を所管する副市長を会長として各局区室長で構成される、男女平等参画施策の推進機関として、関係局区室間の連絡調整を進め、施策の着実な推進を図ります。

